

龍ヶ崎市と株式会社茨城県民球団との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 龍ヶ崎市（以下「市」という。）と株式会社茨城県民球団（以下「球団」という。）は、連携・協力し、相互の発展に寄与することを目的として、本協定書を締結する。

(連携・協力)

第2条 市と球団が連携・協力して行う事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 球団は、市のスポーツを活用した地域活性化やまちづくり、保健・医療・福祉、教育等の地域課題のうち、市の求めに対し、必要な支援・協力を行う。
- (2) 市は、球団の行う公式戦及び社会貢献活動に関し、必要な支援・協力を行う。
- (3) 市と球団は、交流・連携を図るため、必要な情報を共有するよう努める。
- (4) その他市と球団が必要と認め合意した事項。

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、この協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、市と球団のいずれからも改定の申入れがないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 市と球団は、この協定書の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

(協議)

第4条 この協定書の実施に関し、必要な事項については、市と球団が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、市と球団が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年2月19日

龍ヶ崎市 市長

茨城県民球団
代表取締役